

北山村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) R2年度の人件費率
R3年度	人 421	千円 2,209,159	千円 51,559	千円 234,097	% 10.6	% 11.0

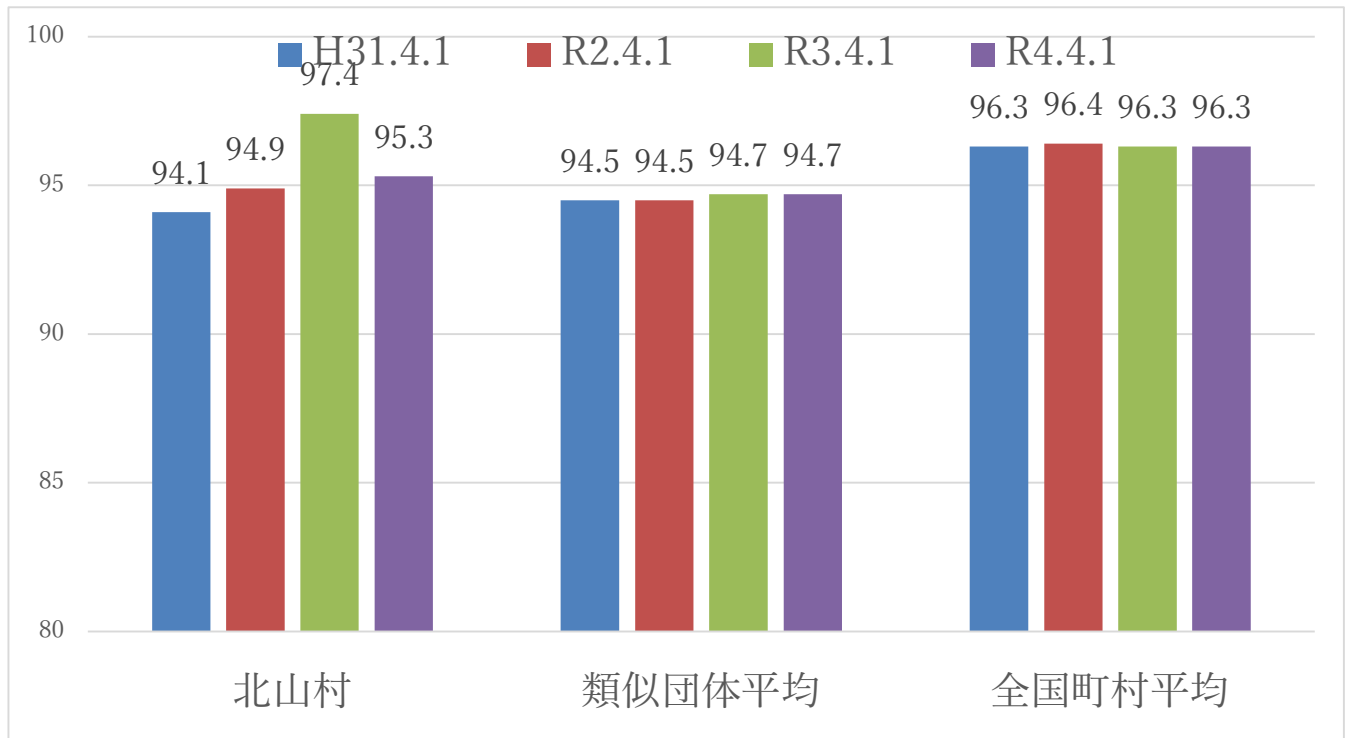
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
R3年度	人 20	千円 74,144	千円 11,403	千円 27,591	千円 113,138

(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)町村類似 団体平均一人当 たり給与費
千円 5,752	千円 5,333

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、令和3年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

##### ① 給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 2% 引き下げを実施。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和 4 年 4 月 1 日現在)

#### ① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
北山村	43.2 歳	307,370 円	350,6502 円	347,960 円
和歌山県	42.6 歳	320,171 円	411,612 円	361,937 円
国	42.7 歳	323,711 円	—	405,049 円
類似団体	40.9 歳	290,443 円	335,143 円	317,423 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和 4 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

3 国家公務員欄における「平均給与月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与削減措置がないとした場合の値(減額前)である。

### (2) 職員の初任給の状況 (令和 4 年 4 月 1 日現在)

区 分		北山村	和歌山県	国
一般行政職	大学卒	182,200 円	191,700 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	158,900 円	150,600 円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和 4 年 4 月 1 日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	短大卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円

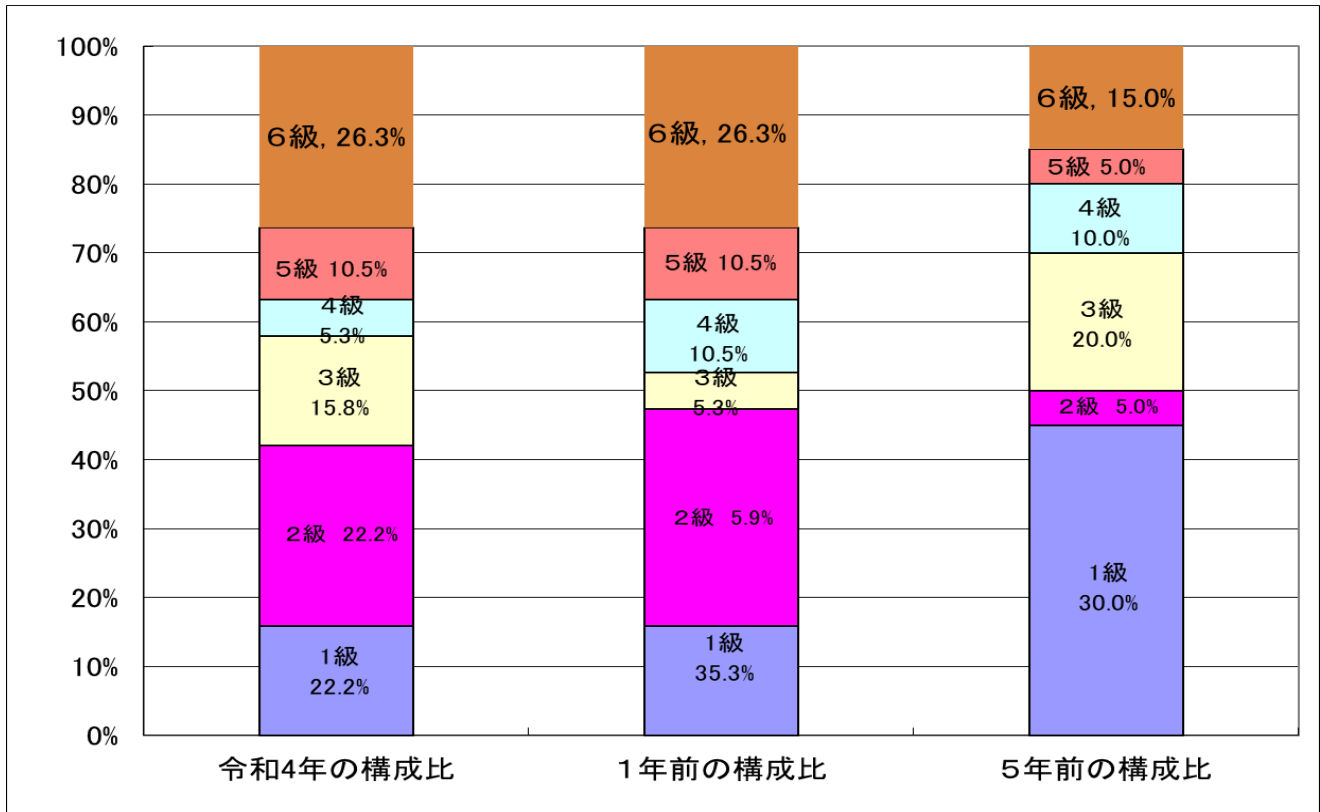
## 3 一般行政職の級別職員数等の状況

### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (令和 2 年 4 月 1 日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の給 料月額
6 級	参事・課長	5人	26.3%	319,200円	410,200円
5 級	副課長・課長代理	2人	10.5%	289,700円	393,000円
4 級	課長補佐の職務	1人	5.3%	264,200円	381,000円
3 級	主査の職務	3人	15.8%	231,500円	350,000円
2 級	副主査の職務	5人	26.3%	195,500円	304,200円
1 級	主事の職務	3人	15.8%	146,100円	247,600円

(注) 1 北山村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への人事評価の活用状況（北山村）

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

北山村	和歌山県	国
1人当たりの平均支給額(R3年度) 1,380 千円	1人当たりの平均支給額(R3年度) 1,576 千円	—
(R3年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.35)月分 (0.90)月分	(R3年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.35)月分 (0.90)月分	(R3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（北山村）

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和4年4月1日現在）

北山村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置（2%～20%）			定年前早期退職特別措置（2%～45%）		
1人当たり平均支給額 - 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 時間外勤務手当

支給実績（R3年度決算）	1,688 千円
職員1人当たりの平均支給年額（R3年度決算）	68 千円
支給実績（R2年度決算）	893 千円
職員1人当たりの平均支給年額（R2年度決算）	56 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（R2年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(4) その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（R3年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（R3年度決算）
扶養手当	1 配偶者及び扶養親族たる子以外の扶養親族 6,500円	同じ	-	2,768千円	276,800円
	2 扶養親族たる子 10,000円				
	3 満16歳から満22歳の子 5,000円加算				
住居手当	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 支給限度額27,000円	同じ	-	692千円	173,100円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で				

	ある職員に支給 交通機関利用者 運賃相当額（最高55,000円） 自動車等利用者通勤距離に応じた月額（2,000円～24,500円）を支給	同じ	—	257千円	36,743円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給	異なる	参事・教育次長 45,000円 課長 35,000円 課長代理 25,000円 課長補佐 15,000円	3,060千円	340,000円
宿直手当	宿直勤務を行った職員に支給 1回 4,400円	同じ	—	2,763千円	110,528円

## 5 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
料 給	市 区 町 村 長	550,000 円 ( ) 円	(参考) 類似団体における最高/最低額
			810,000 円 / 455,000 円
報 酬	議 長	245,000 円 ( ) 円	360,000 円 / 140,000 円
	副 議 長	190,000 円 ( ) 円	320,000 円 / 115,000 円
	議 員	178,000 円 ( ) 円	300,000 円 / 100,000 円
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(R3年度支給割合) 2.45月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(R3年度支給割合) 2.60月分	
手 退 当 職	市 区 町 村 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 給料 の月額×在職月数×43.3/100 11,431千円 任期毎	
	備 考		

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

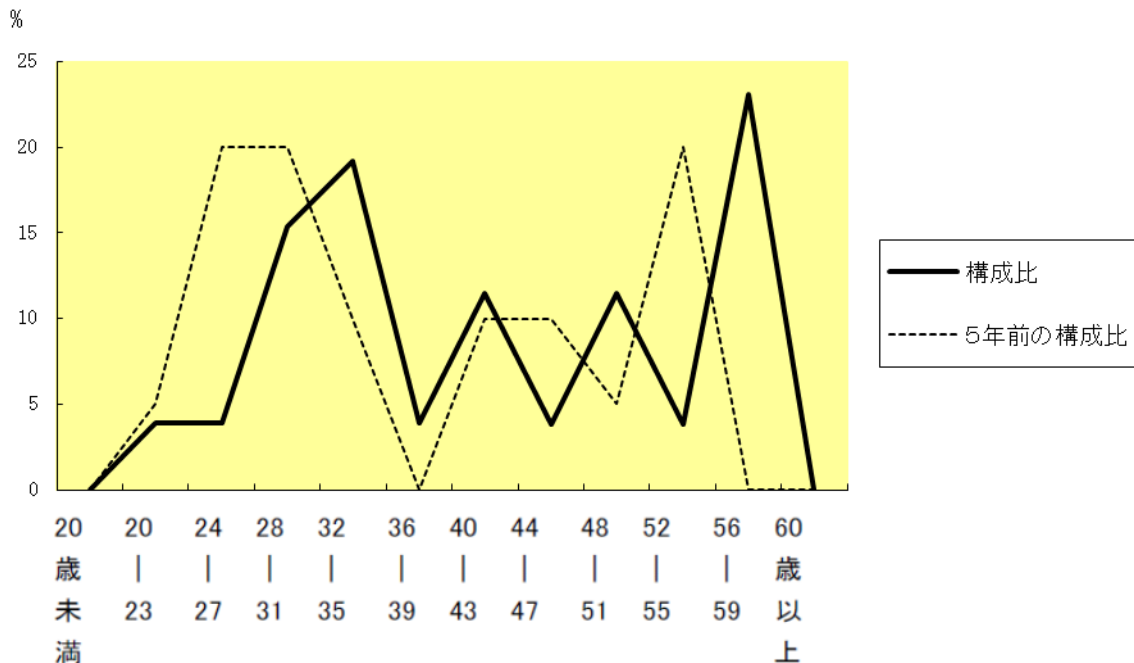
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和3年	令和4年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1		
		総務	8	9	1	業務の見直しによる増
		税務	2	1		
		民生	3	2	△1	業務の見直しによる減
		衛生	2	2		
農林水産		2	2			
土木	1	2				
	計		19	19		<参考> 人口1万当たり職員数 451.31人 (親団体の人口1万当たりの職員数 214.30人)
	教育部門		1	1		
	消防部門					
	小計		20	20		<参考> 人口1万当たり職員数 475.06人 (親団体の人口1万当たりの職員数 249.67人)
公営企業等部門	病院		2	2		
	水道		1		△1	業務の見直しによる減
	その他		4	4		
	小計		7	6	△1	
合計			27	26	△1	<参考> 人口1万当たり職員数 617.58人
			[ 30 ]	[ 30 ]	[ 0 ]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (令和4年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	1人	1人	4人	5人	1人	3人	1人	3人	1人	6人	0人	26人

### (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	H29 年	H30 年	H31 年	R2 年	R3 年	R4 年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	18	16	16	17	19	19	1(5.56%)
教育	2	2	2	2	1	1	△1(△50.00%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(0.00%)
普通会計計	20	18	18	19	20	20	0(0.00%)
公営企業等会計計	6	5	5	4	7	6	0(0.00%)
総合計	26	23	23	23	27	26	0(0.00%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。